

ギブアップ制度要綱

2021年9月21日現在
株式会社大阪取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家が複数の取引参加者に先物・オプション取引（国債証券先物取引、指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引及び商品先物オプション取引をいう。以下同じ。）を委託している場合、各取引参加者との間で決済関連業務（先物・オプション取引に係る金銭の授受及び証拠金の預託又は返戻をいう。以下同じ。）を行うこととなり、機関投資家等の事務負担は非常に大きい。 ・ 当社は、このような状況に鑑み、先物・オプション取引に関してギブアップ制度を導入することによって、投資家の決済関連業務に係る事務コスト及び証拠金所要額を軽減し、もって、当社先物・オプション取引の利便性の向上を図ることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップ制度は、世界の主要先物取引所等において採用されている。
II 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップとは、注文執行取引参加者が、テイクアップを条件として、ギブアップ取引に係る清算及び決済を清算執行取引参加者に行わせることをいう。 ・ テイクアップとは、清算執行取引参加者が注文執行取引参加者からのギブアップを引き受けることをいう。 ・ 注文執行取引参加者とは、ギブアップ取引に係る清算及び決済を他の取引参加者に行わせようとする場合に、当社にギブアップ申告（Ⅲ 3 (3)に定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップのイメージ図については、資料 1 参照 ・ 清算執行取引参加者のテイクアップを条件に、当社と注文執行取引参加者との間の取引が消滅し、同一内容の取引が当社と清算執行取引参加者との間で発生する。これに伴い、顧客の委託のうち決済に係るものに

項 目	内 容	備 考
<p>III 制度の仕組み</p> <p>1 ギブアップの対象等</p> <p>2 ギブアップ契約の締結</p>	<p>ギブアップ申告をいう。)を行う取引参加者（先物取引等取引参加者、国債証券先物等取引参加者又は商品先物等取引参加者をいう。以下同じ。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算執行取引参加者とは、ギブアップ取引に係る清算及び決済を行う取引参加者をいう。 ギブアップ取引とは、ギブアップに係る先物・オプション取引をいう。 <p>ギブアップの対象とすることができる取引は、先物・オプション取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>オプション取引（有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引及び商品先物オプション取引をいう。）の権利行使又は権利行使の割当て及び国債証券先物オプションの権利行使により成立した国債証券先物取引については、ギブアップを行うことができないものとする。</p> <p>注文執行取引参加者が顧客からギブアップ取引を受託しようとする場合には、顧客が注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者（顧客が清算執行取引参加者として指定する取引参加者をいう。以下同じ。）それぞれに先物・オプション取引口座を開設しており、かつ、注文執行取引参加者、顧客及び指定清算執行取引参加者の3者が、あらかじめ、ギブアップ取引に係る手数料に関する当事者間の授受の方法及びギブアップが成立しなかった場合における取扱いに関する事項を定めた契約（以下「ギブアップ契約」とい</p>	<p>については、顧客と注文執行取引参加者との間の委託関係が消滅し、同一内容の委託関係が顧客と清算執行取引参加者との間で成立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 注文執行取引参加者の顧客として当該注文執行取引参加者に先物・オプション取引口座を開設している取引参加者が、自社システムの障害等のため自社から発注できない場合に、当該注文執行取引参加者に取引を委託して成立させた取引について、自社を清算執行取引参加者としてギブアップすることができる。 契約書（和文）のひな形を提供。 米国先物取引業協会（FIA：Futures Industry Association）が作成したひな形を使用してもよい。

項 目	内 容	備 考
<p>3 ギブアップの方法等</p> <p>(1) 顧客によるギブアップ取引の委託の際の指示</p> <p>(2) 事前承諾がある場合における顧客のギブアップに係</p>	<p>う。)を締結していなければならないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者が、取次者から、申込者の委託の取次ぎに基づくギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託を受けた場合においては、取次者又は申込者、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者との間のギブアップ契約の締結は必要でない。ただし、申込者、ギブアップ取引に係る取次者（当該申込者が、注文執行取引参加者に対して、直接、ギブアップ取引を委託した場合は、当該注文執行取引参加者）及びギブアップ取引の決済に係る取次者（当該申込者が、清算執行取引参加者に対して、直接、ギブアップ取引に係る決済を委託した場合は、当該清算執行取引参加者）との間でのギブアップ契約の締結は必要とする。 <p>注1：「取次者」とは、取引参加者に対するギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託の取次ぎを引き受けた者をいう。</p> <p>注2：「申込者」とは、ギブアップ取引又はギブアップ取引に係る決済の委託の取次ぎを申し込んだ者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客がギブアップ取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対して、先物・オプション取引の委託に必要な指示事項（対象銘柄、数量等）のほか、その旨、清算執行取引参加者の社名及び顧客確認番号（指定清算執行取引参加者が顧客とギブアップ契約を締結しているかどうか等の確認を行うための番号をいう。以下同じ。）を指示するものとする。 顧客は、注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者の承諾をあらかじめ得ている場合には、ギブアップ取引が成立した取引日の終了する日の午後4時45分までの当該注文執行取引参加者が指定する時間までに、その旨、 	<ul style="list-style-type: none"> 資料2参照 確認番号について、当該顧客が指定清算執行取引参加者に設定している先物・オプション取引口座の口座番号の使用が望ましい。 注文執行取引参加者及び指定清算執行取引参加者の承諾をあらかじめ得ている場合、顧客のギブアップに係る指示は、ギブアッ

項 目	内 容	備 考															
る指示	当該指定清算執行取引参加者の社名及び顧客確認番号の指示を行うことができるものとする。	<p>ブ取引の委託の都度でなくてよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間取引（夜間立会及び J-NET 取引）の開始時から翌営業日の日中取引（翌営業日の日中立会及び J-NET 取引）の終了時までの 1 サイクルを「取引日」とする。 ・ 取引最終日が到来した銘柄については、ギャップアップに係る指示は、以下で定める時限までの当該注文執行取引参加者が指定する時限までに行うものとする。 <table border="1" data-bbox="1541 676 2047 1356"> <thead> <tr> <th data-bbox="1541 676 1733 724">取引の種類</th> <th data-bbox="1733 676 1904 724">対象日</th> <th data-bbox="1904 676 2047 724">時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1541 724 1733 874">国債証券先物オプション取引</td> <td data-bbox="1733 724 1904 874">権利行使期間満了の日</td> <td data-bbox="1904 724 2047 874">午後 4 時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 874 1733 970">有価証券オプション取引</td> <td data-bbox="1733 874 1904 970">権利行使日</td> <td data-bbox="1904 874 2047 970">午後 4 時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 970 1733 1315">指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）</td> <td data-bbox="1733 970 1904 1315">権利行使日</td> <td data-bbox="1904 970 2047 1315">午後 4 時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 1315 1733 1356">商品先物オブ</td> <td data-bbox="1733 1315 1904 1356">権利行使日</td> <td data-bbox="1904 1315 2047 1356">午後 4 時</td> </tr> </tbody> </table>	取引の種類	対象日	時限	国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 4 時	有価証券オプション取引	権利行使日	午後 4 時	指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）	権利行使日	午後 4 時	商品先物オブ	権利行使日	午後 4 時
取引の種類	対象日	時限															
国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 4 時															
有価証券オプション取引	権利行使日	午後 4 時															
指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）	権利行使日	午後 4 時															
商品先物オブ	権利行使日	午後 4 時															

項 目	内 容	備 考																		
(3) 注文執行取引参加者のギブアップ申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注文執行取引参加者は、ギブアップ取引が成立した場合には、その成立した取引日の終了する日の午後 5 時 30 分までに、次の①及び②の事項を当社に申告（当該申告を以下「ギブアップ申告」という。）するものとする。 ① 当該ギブアップ取引に係る指定清算執行取引参加者の社名 ② 当該ギブアップ取引の内容（銘柄名、売付け又は買付けの別、数量、約定値段又は約定数値、取引成立時間及び顧客確認番号をいう。以下同じ。） ・ 注文執行取引参加者は、呼値を行うときにあらかじめギブアップ申告を行うことができる。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">オプション取引</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギブアップ申告は、清算システムにより行うものとし（呼値時からあらかじめギブアップ申告を行う場合を除く。）、ギブアップ取引成立の一定時間経過後から行うことができる。 ・ 取引最終日が到来した銘柄については、ギブアップ申告は、以下で定める時限までに行うものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">取引の種類</th> <th style="width: 33%;">対象日</th> <th style="width: 33%;">時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債証券先物オプション取引</td> <td>権利行使期間満了の日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>有価証券オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時 45 分</td> </tr> <tr> <td>商品先物オプション</td> <td>権利行使日</td> <td>午後 4 時</td> </tr> </tbody> </table>	オプション取引			取引の種類	対象日	時限	国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 4 時 45 分	有価証券オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分	指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）	権利行使日	午後 4 時 45 分	商品先物オプション	権利行使日	午後 4 時
オプション取引																				
取引の種類	対象日	時限																		
国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 4 時 45 分																		
有価証券オプション取引	権利行使日	午後 4 時 45 分																		
指数オプション取引（対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするものに限る。）	権利行使日	午後 4 時 45 分																		
商品先物オプション	権利行使日	午後 4 時																		

項 目	内 容	備 考															
<p>(4) 指定清算執行取引参加者へのギブアップに係る通知</p> <p>(5) テイクアップに係る申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、注文執行取引参加者からギブアップ申告を受けた場合には、当該ギブアップ申告に基づき、次の a から c までの事項を指定清算執行取引参加者に速やかに通知し、指定清算執行取引参加者は直ちにその内容を確認するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 当該ギブアップ取引に係る指定清算執行取引参加者である旨 b 当該ギブアップ取引に係る注文執行取引参加者の社名 c 当該ギブアップ取引の内容 指定清算執行取引参加者は、当社からギブアップに係る通知を受けた場合には、当該ギブアップ取引について、テイクアップを承諾する場合にはその旨を、又は、テイクアップを拒否する場合にはその旨を、それぞれ当該ギブアップ取引の成立した取引日の終了する日の午後 5 時 45 分までに当社に申告しなければならない。 当該日の申告時限までにテイクアップの諾否に係る申告がなかった場合には、当該指定清算執行取引参加者が当該ギブアップ取引についてテイクアップを拒否したものとみなす。 	<table border="1" data-bbox="1541 240 2051 293"> <tr> <td data-bbox="1541 240 1733 293">ション取引</td> <td data-bbox="1733 240 1904 293"></td> <td data-bbox="1904 240 2051 293">45 分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ギブアップに係る通知は、清算システムにより行う。 テイクアップの諾否に係る申告は、清算システムにより行う。 取引最終日が到来した銘柄については、テイクアップの諾否に係る申告は、以下で定める時限までに行うものとする。 <table border="1" data-bbox="1541 922 2051 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="1541 922 1733 970">取引の種類</th> <th data-bbox="1733 922 1904 970">対象日</th> <th data-bbox="1904 922 2051 970">時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1541 970 1733 1118">国債証券先物 オプション取引</td> <td data-bbox="1733 970 1904 1118">権利行使期間満了の日</td> <td data-bbox="1904 970 2051 1118">午後 5 時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 1118 1733 1214">有価証券オプション取引</td> <td data-bbox="1733 1118 1904 1214">権利行使日</td> <td data-bbox="1904 1118 2051 1214">午後 5 時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 1214 1733 1358">指数オプション取引（対象指数の最終の</td> <td data-bbox="1733 1214 1904 1358">権利行使日</td> <td data-bbox="1904 1214 2051 1358">午後 5 時</td> </tr> </tbody> </table>	ション取引		45 分	取引の種類	対象日	時限	国債証券先物 オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 5 時	有価証券オプション取引	権利行使日	午後 5 時	指数オプション取引（対象指数の最終の	権利行使日	午後 5 時
		ション取引		45 分													
取引の種類	対象日	時限															
国債証券先物 オプション取引	権利行使期間満了の日	午後 5 時															
有価証券オプション取引	権利行使日	午後 5 時															
指数オプション取引（対象指数の最終の	権利行使日	午後 5 時															

項 目	内 容	備 考						
<p>(6) ギブアップの成立等</p> <p>4 顧客による新規・決済の別の申告</p> <p>5 清算・決済等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、指定清算執行取引参加者からテイクアップの諾否に係る申告を受けた場合には、その諾否を注文執行取引参加者に速やかに通知する。 ・ 当社が指定清算執行取引参加者からテイクアップを承諾する旨の申告を受けたときに、当該ギブアップは成立するものとする。 ・ 顧客は、ギブアップが成立した場合には、当該ギブアップが成立した日の清算執行取引参加者が指定する時間までに、当該ギブアップ取引について新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの別を清算執行取引参加者に申告するものとする。 ・ 清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引については、ギブアップが成立したときに当該清算執行取引参加者が顧客の委託に基づいて行った先物・オプション取引として、当社が指定する清算機関である日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）と清算参加者との間、清算参加者と非清算参加者（清算資格を有しない取引参加者をいう。）との間又は取引参加者と顧客との間の先物・オプション取引に係る清算・決済及び取引証拠金の預託を行う。 	<table border="1" data-bbox="1541 240 2051 536"> <tr> <td data-bbox="1541 240 1733 437">数値をオプション清算数値とするものに限る。)</td> <td data-bbox="1733 240 1904 437"></td> <td data-bbox="1904 240 2051 437"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 437 1733 536">商品先物オプション取引</td> <td data-bbox="1733 437 1904 536">権利行使日</td> <td data-bbox="1904 437 2051 536">午後 5 時</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ テイクアップの諾否に係る通知は、清算システムにより行う。 ・ 取引参加者は、成立したギブアップを反映して、転売及び買戻しの数量の申告を当社に対して行うものとする。 ・ 先物・オプション取引に係る清算・決済及び取引証拠金の預託の方法等は、ギブアップによらないものと同様。 	数値をオプション清算数値とするものに限る。)			商品先物オプション取引	権利行使日	午後 5 時
数値をオプション清算数値とするものに限る。)								
商品先物オプション取引	権利行使日	午後 5 時						

項 目	内 容	備 考																								
6 ギブアップ訂正等	<ul style="list-style-type: none"> 注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者は、真にやむを得ない事由による過誤等により、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ内容に過誤があったとき又はギブアップを行うことができなかったときは、清算執行取引参加者又は注文執行取引参加者の承諾を得て、その日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日の午後5時30分まで、当社が定めるところにより、あらかじめ当社の承認を受け、ギブアップ訂正等（ギブアップの訂正又は当該承認を受けて行うギブアップをいう。以下同じ。）を行うことができる。 ただし、その日の申告時限までの間における注文執行取引参加者又は清算執行取引参加者によるギブアップ又はテイクアップの取消しは、清算執行取引参加者又は注文執行取引参加者の承諾があればよいものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日が到来した銘柄については、以下で定める時限以降、ギブアップ訂正等を行うことができない。 <table border="1" data-bbox="1541 435 2051 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="1541 435 1733 488">取引の種類</th> <th data-bbox="1733 435 1901 488">対象日</th> <th data-bbox="1901 435 2051 488">時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1541 488 1733 683">国債証券先物取引（ミニ長期国債先物取引を除く）</td> <td data-bbox="1733 488 1901 683">取引最終日の翌営業日</td> <td data-bbox="1901 488 2051 683">午後1時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 683 1733 778">ミニ長期国債先物取引</td> <td data-bbox="1733 683 1901 778">取引最終日の翌営業日</td> <td data-bbox="1901 683 2051 778">午後4時45分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 778 1733 874">指数先物取引</td> <td data-bbox="1733 778 1901 874">取引最終日の翌営業日</td> <td data-bbox="1901 778 2051 874">午後4時45分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 874 1733 1023">商品先物取引（現物先物取引）</td> <td data-bbox="1733 874 1901 1023">取引最終日</td> <td data-bbox="1901 874 2051 1023">午後4時45分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 1023 1733 1171">商品先物取引（現金決済先物取引）</td> <td data-bbox="1733 1023 1901 1171">取引最終日の翌営業日</td> <td data-bbox="1901 1023 2051 1171">午後4時45分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 1171 1733 1319">国債証券先物オプション取引</td> <td data-bbox="1733 1171 1901 1319">権利行使期間満了の日</td> <td data-bbox="1901 1171 2051 1319">午後4時45分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1541 1319 1733 1361">指数オプショ</td> <td data-bbox="1733 1319 1901 1361">権利行使日</td> <td data-bbox="1901 1319 2051 1361">午後4時</td> </tr> </tbody> </table>	取引の種類	対象日	時限	国債証券先物取引（ミニ長期国債先物取引を除く）	取引最終日の翌営業日	午後1時	ミニ長期国債先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分	指数先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分	商品先物取引（現物先物取引）	取引最終日	午後4時45分	商品先物取引（現金決済先物取引）	取引最終日の翌営業日	午後4時45分	国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後4時45分	指数オプショ	権利行使日	午後4時
取引の種類	対象日	時限																								
国債証券先物取引（ミニ長期国債先物取引を除く）	取引最終日の翌営業日	午後1時																								
ミニ長期国債先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分																								
指数先物取引	取引最終日の翌営業日	午後4時45分																								
商品先物取引（現物先物取引）	取引最終日	午後4時45分																								
商品先物取引（現金決済先物取引）	取引最終日の翌営業日	午後4時45分																								
国債証券先物オプション取引	権利行使期間満了の日	午後4時45分																								
指数オプショ	権利行使日	午後4時																								

項 目	内 容	備 考									
<p>7 障害発生時の取扱い</p> <p>IV ギブアップに係る負担金及び手数料</p> <p>1 ギブアップ負担金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 清算システムの稼動に支障が生じた場合には、当社が必要であると認めるときを除き、ギブアップを行うことができないものとする。 清算執行取引参加者が当社に納入するものとし、その額は、成立したギブア 	<table border="1" data-bbox="1541 240 2051 488"> <tr> <td>ン取引</td> <td></td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>有価証券オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後4時45分</td> </tr> <tr> <td>商品先物オプション取引</td> <td>権利行使日</td> <td>午後4時45分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ギブアップ訂正等に係る手続き等は清算システムにより行う。 ギブアップ訂正等により生じた差額（ギブアップ訂正等に係る先物・オプション取引（有価証券等清算取次ぎによるものを含む。）について、清算参加者がクリアリング機構との間で既に授受した金銭の額と本来授受すべきであった金銭の額との差額）の清算参加者間の調整は、クリアリング機構との間で行う。 清算システムの障害発生時において、ギブアップの取扱いに関し取引参加者に通知する。 	ン取引		45分	有価証券オプション取引	権利行使日	午後4時45分	商品先物オプション取引	権利行使日	午後4時45分
ン取引		45分									
有価証券オプション取引	権利行使日	午後4時45分									
商品先物オプション取引	権利行使日	午後4時45分									

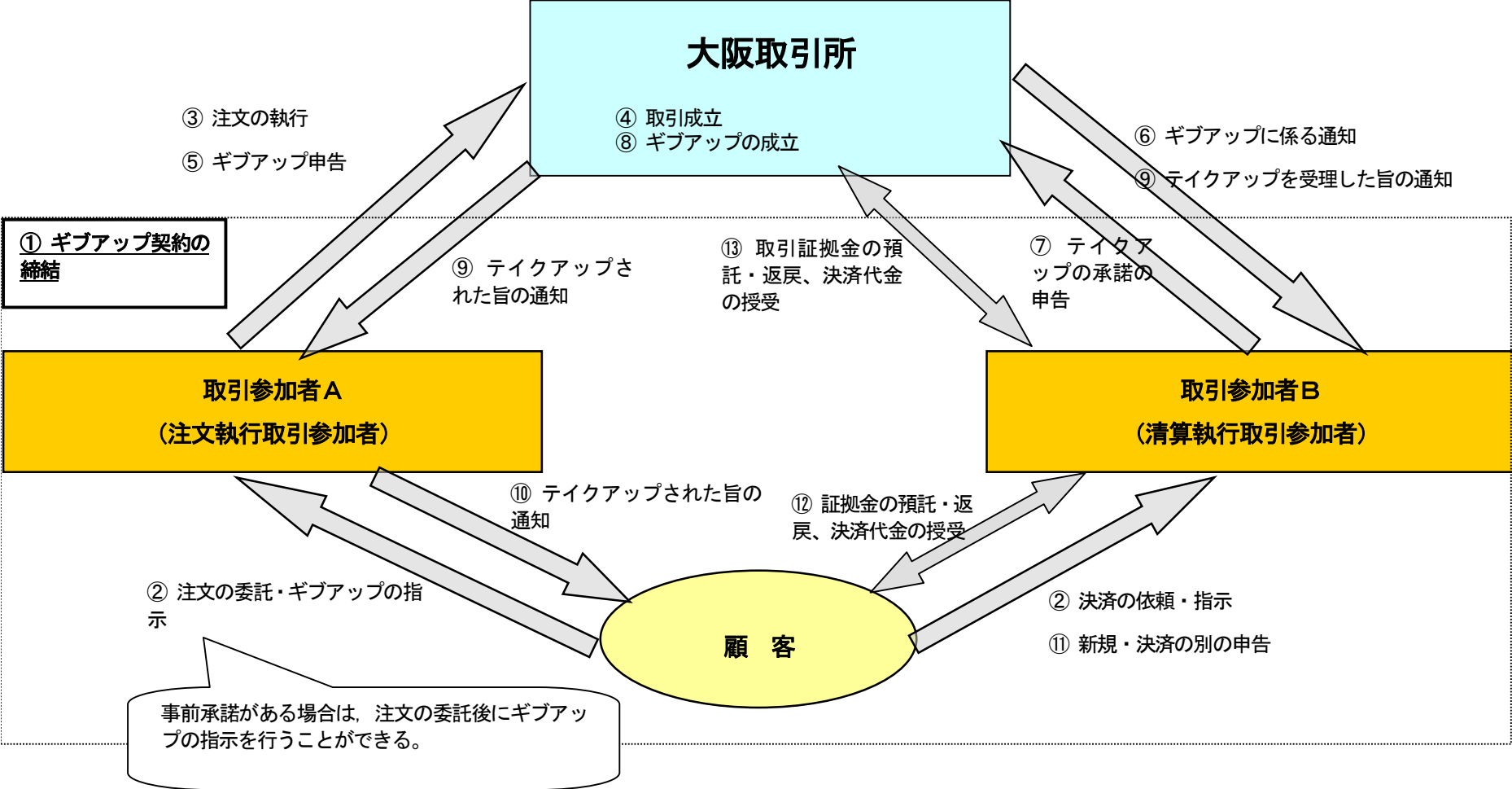
項 目	内 容	備 考								
<p>2 ギブアップが成立した際の参加者料金の納入者</p> <p>V その他</p> <p>1 投資部門別取引内容報告の取扱い</p>	<p>アップの数量に次の金額を乗じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="566 339 1415 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 339 1263 392">取引対象</th> <th data-bbox="1263 339 1415 392">料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 392 1263 587">日経 225mini、ミニ TOPIX 先物、JPX 日経 400 先物、東証マザーズ指数先物、TOPIX Core30 先物、東証 REIT 指数先物、日経平均・配当指数先物、東証 REIT 指数オプション、有価証券オプション及びミニ長期国債先物</td> <td data-bbox="1263 392 1415 587">1 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 587 1263 683">金ミニ先物、金限日先物、白金ミニ先物、白金限日先物、及び金先物オプション及び CME 原油等指数先物</td> <td data-bbox="1263 587 1415 683">2 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 683 1263 730">その他の取引</td> <td data-bbox="1263 683 1415 730">5 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> • ギブアップが成立した取引に係る参加者料金の納入者は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 取引手数料 注文執行取引参加者 (2) 清算手数料 清算執行取引参加者（清算執行取引参加者が非清算参加者である場合には、その指定清算参加者） • 取引参加者は、当社に提出する投資部門別取引内容報告について、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引を当該清算執行取引参加者に係るものとして報告するものとする。 	取引対象	料率	日経 225mini、ミニ TOPIX 先物、JPX 日経 400 先物、東証マザーズ指数先物、TOPIX Core30 先物、東証 REIT 指数先物、日経平均・配当指数先物、東証 REIT 指数オプション、有価証券オプション及びミニ長期国債先物	1 円	金ミニ先物、金限日先物、白金ミニ先物、白金限日先物、及び金先物オプション及び CME 原油等指数先物	2 円	その他の取引	5 円	
取引対象	料率									
日経 225mini、ミニ TOPIX 先物、JPX 日経 400 先物、東証マザーズ指数先物、TOPIX Core30 先物、東証 REIT 指数先物、日経平均・配当指数先物、東証 REIT 指数オプション、有価証券オプション及びミニ長期国債先物	1 円									
金ミニ先物、金限日先物、白金ミニ先物、白金限日先物、及び金先物オプション及び CME 原油等指数先物	2 円									
その他の取引	5 円									

項 目	内 容	備 考
2 取引参加者別取引 内容等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算執行取引参加者がテイクアップを行ったギブアップ取引について、注文執行取引参加者が行った取引として、取引参加者別取引内容（手口）情報を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、ギブアップ訂正等により公表済の取引参加者別建玉内容情報等の内容に差異が生じた場合においても、当該取引参加者別取引内容等を変更しない。

以 上

資料1

ギブアップのイメージ図

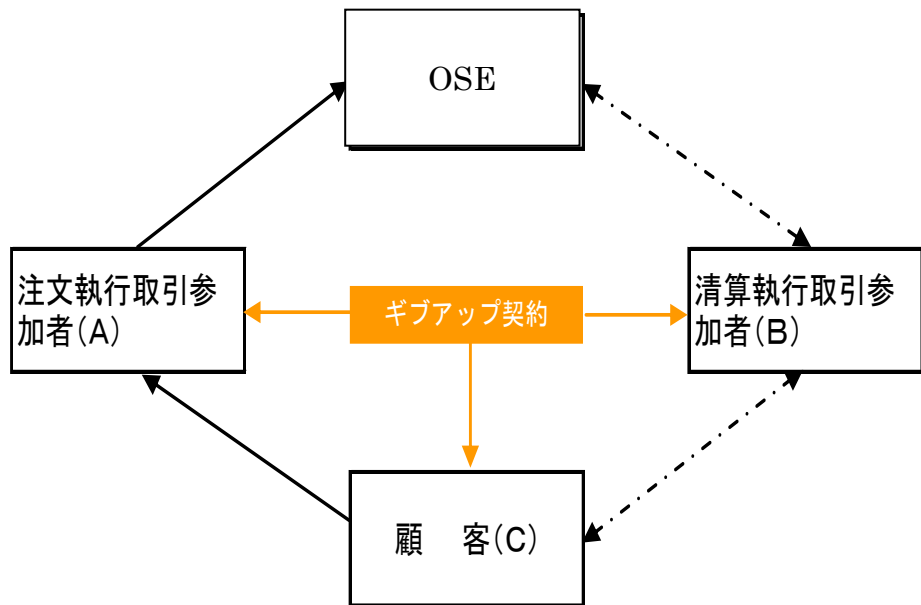


* 顧客が、発注については取引参加者Aに委託し、決済については取引参加者Bとの間で行う場合のイメージ図

* ⑬は、当社が指定する清算機関であるクリアリング機構と取引参加者Bとの間で行う。資料2において同じ。

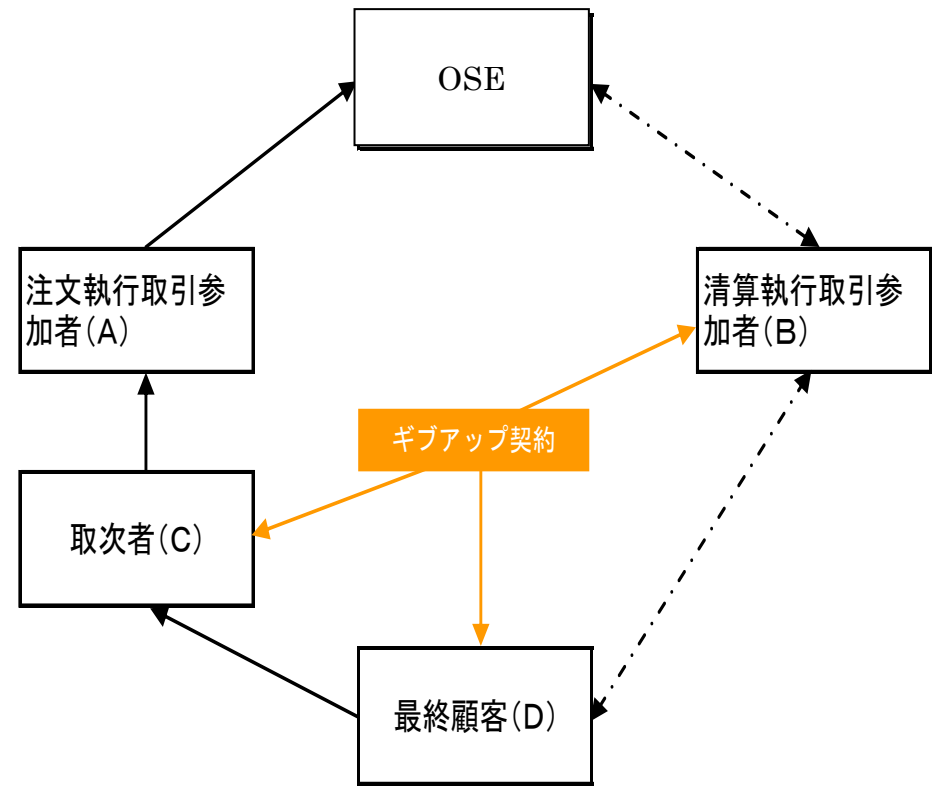
資料2

① 通常の場合(取次者が存在しない場合)



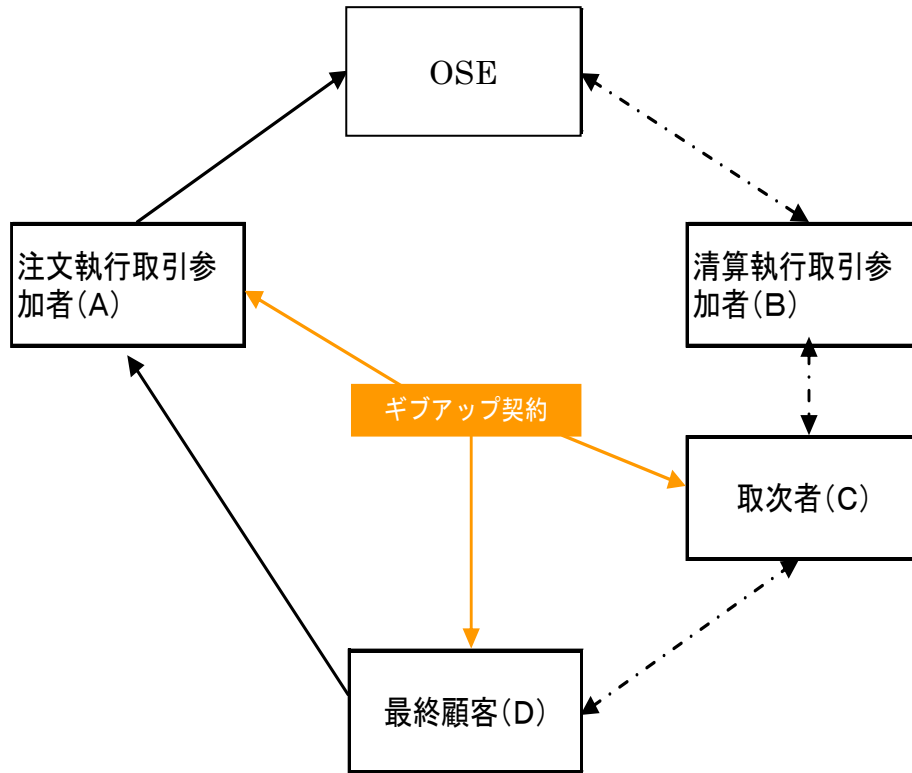
— 注文
 --- 清算・決済
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、C-A、C-B間でそれぞれ必要

② ギブアップ取引の執行について、取次者が存在する場合



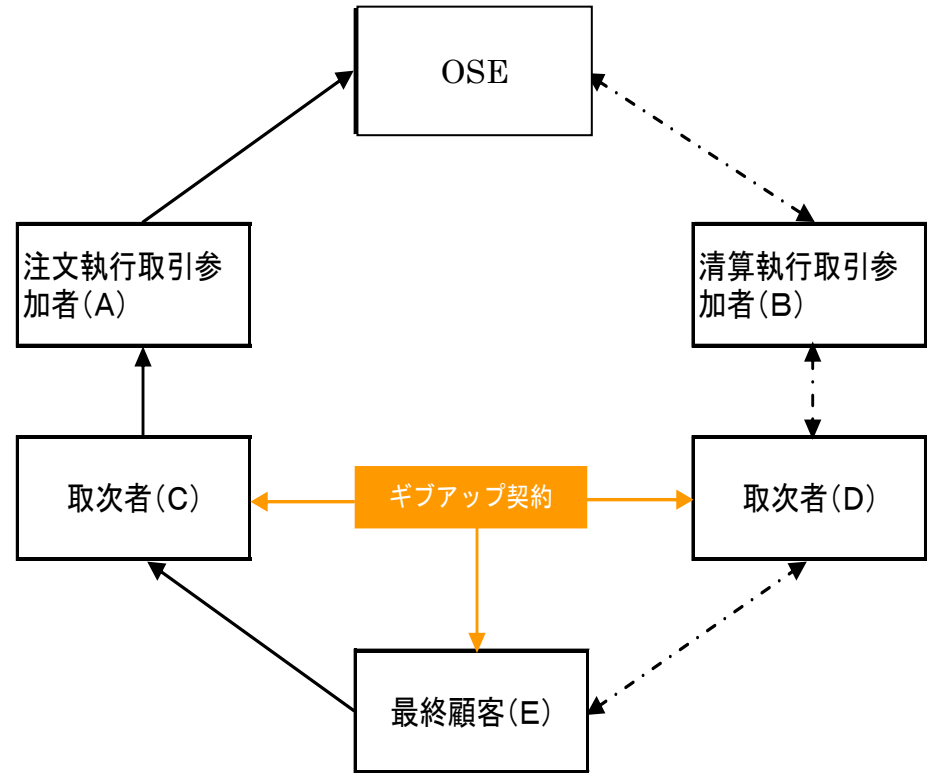
— 注文
 --- 清算・決済
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、D-C、D-B、C-A間でそれぞれ必要

③ ギブアップ取引に係る決済の執行について、取次者が存在する場合



— 注文
 --- 清算・決済
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、D-A, D-C, C-B間でそれぞれ必要

④ ギブアップ取引及びその決済双方の執行について、取次者が存在する場合



— 注文
 --- 清算・決済
 ※ 口座設定約諾書の差入れは、E-C, E-D, C-A, D-B間でそれぞれ必要